

別紙

令和4年(ワ)第31814号

質問書兼回答書

令和6年04月25日

お名前 八木橋 健太郎



あなたは、頭書事件につき、現在、必要な手数料及び郵便切手をすべて納付されています。

したがって、あなたが申し立てた訴訟救助付与の申立て（以下「本件申立て」といいます。）に係る「訴訟の準備及び追行に必要な費用」の内容が判然としません。

「訴訟の準備及び追行に必要な費用」の内容が分かる場合は、1の□にチェックをし、【説明欄】にその内容をご記入ください。

もし、あなたが、現在も未納付の手数料等が存在するものと誤解されており、本件申立てを取り下げるという場合は、2の□にチェックをし、本件申立てを取り下げることをご検討ください。

1  本件申立てに係る「訴訟の準備及び追行に必要な費用」は次のとおりです。

【説明欄】

※別紙参照

2  本件申立てを取り下げます。

以上

## 別紙

1 現在、原告が予定している証拠の申出にかかる、民事訴訟費用等に関する法律11条1項1号の規定に基づく費用。

2 現在、原告が予定している請求の拡張にかかる、申立ての手数料。

なお、本件申立てについて、不備や不適法な点がございましたら、その旨ご教示ください。

以上